

## 一般社団法人日本ロボット学会 功労賞選考規程

2011年3月29日理事会制定

2011年11月15日理事会改訂

### (目的)

第1条 この規程は本会表彰委員会規程に基づく功労賞選考の手続きを定めるものである。

### (推薦方法)

第2条 会長は、表彰年度ごとに、功労賞推薦者の資格を有する者に対して、記名推薦を依頼する。

2 上の推薦は、原則として、表彰委員会において決定した推薦期間内に行われるものとする。

3 特に重要な貢献について迅速に顕彰する必要がある場合、上の2にかかわらず、適正な選考が担保される範囲内において、随時推薦を受け付け、表彰委員会の判断のもとに、当該推薦を選考対象に加えることができる。

### (推薦基準)

第3条 功労賞への推薦は、推薦対象となる貢献の具体的な内容と効果、およびその顕著さを客観的に明示するものとする。

### (審査基準)

第4条 功労賞の審査にあたっては、推薦対象である貢献の具体性と客観的な顕著さ、および候補者の努力の大きさを総合的に評価し、特に秀でた者を選定する。

### (受賞候補者の選定)

第5条 選考小委員会の委員長は、選考小委員会を開催し、受賞候補者の選考方法について確認する。

2 選考小委員会委員長は、前項の選考方法に基づき、受賞候補者を選定する。

### (結果の報告)

第6条 選考小委員長は選考の結果を、選考経過を付記し会長に報告する。

### (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、企画理事・功労賞選考小委員長が提案し理事会の承認を得て行う。

### 附則

1. 本規程は2011年3月29日より実施する。

2. 本規程は2011年11月15日より改訂実施する。